

## 日本学生支援機構奨学生の学業成績による適格認定について

下記のとおり適格認定（指導）基準をお知らせします。当該年度中に各基準に定められた進級要件や修得単位数を満たしていない者は、奨学金の停止等の処置を受けることになります。各自が日本学生支援機構奨学生としての自覚を持ち、より一層勉学に励んでください。

### 貸与奨学生

#### ■ 廃止基準

- ①又は②の者で、1年以内に進級又は卒業延期の解消が見込めない者。
- ①留年者又は履修制限により卒業延期が確定した者（以下の単位数を修得していない者）。
  - ②当年度の修得単位数が3単位以下の者。ただし留年または卒業延期にならない者は除く。

#### ◆ 廃止処置

継続願提出の年度末をもって、奨学金の貸与を廃止（終了）する。

継続願提出時期		1年次生	2年次生	3年次生	4年次生	5年次生
栄養学部		進級要件	進級要件	76単位		
法学部		4単位	進級要件	76単位		
経済学部		4単位	31単位	76単位		
薬学部		進級要件	進級要件	進級要件	進級要件	進級要件
人文学部		進級要件	進級要件	進級要件		
経営学部		4単位	31単位	76単位		
総合リハビリテーション学部	理学	進級要件	進級要件	進級要件		
	作業	進級要件	進級要件	76単位		
	社会リハ	4単位	31単位	進級要件		
現代社会学部		4単位	進級要件	76単位		
グローバル・コミュニケーション学部		進級要件	42単位	進級要件		
心理学部		4単位	進級要件	76単位		

#### ■ 停止基準

廃止基準相当の者で、1年以内に進級または卒業延期の解消が見込める者。

#### ◆ 停止処置

継続願提出の翌年度1年間は奨学金の貸与を停止する。面談指導により修学を促し、奨学金の意義も再確認させる。停止中の成績の状況により、復活又は廃止とする。

#### ■ 警告基準

- ①廃止又は停止に該当しない者のうち、当年度の修得単位数が15.5単位以下の者。ただし留年または卒業延期にならない者は除く。
- ②年間GPA1.0未満の者。
- ③1年次生で、前期の修得単位数が7.5単位以下の者。

#### ◆ 警告処置

今後「停止」にならないよう指導を行い、注意を促す。成績が回復しない場合は、停止または廃止とする。

#### ● その他

学業成績のほかに、人物（学校処分）による適格認定があります。

### 給付奨学生（修学支援新制度）

#### ■ 廃止基準

①～③のいずれかに該当する者（①・②は下表の単位数未満の者）。ただし、やむを得ない事由※1が認められる者は除く。

- ①留年者又は履修制限により卒業延期が確定した者。
  - ②修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下である者。
  - ③「警告」の成績基準に連続して該当する者。（ただし停止基準に該当する場合を除く）
- ※1やむを得ない事由：傷病、災害等  
 ※2標準単位数 = [修了要件単位数/修業年限] × [在学年数]

#### ◆ 廃止処置

継続願提出の年度末をもって、奨学金の支給を廃止（終了）する。  
 1年次生で当該年度の修得単位数が3単位以下の者は、奨学金の返還が必要。

継続願提出時期		1年次生	2年次生	3年次生	4年次生	5年次生
栄養学部		進級要件	進級要件	76単位		
法学部		16単位	進級要件	76単位		
経済学部		16単位	32単位	76単位		
薬学部		進級要件	進級要件	進級要件	進級要件	進級要件
人文学部		進級要件	進級要件	進級要件		
経営学部		16単位	32単位	76単位		
総合リハビリテーション学部	理学	進級要件	進級要件	進級要件		
	作業	進級要件	進級要件	76単位		
	社会リハ	16単位	32単位	進級要件		
現代社会学部		16単位	進級要件	76単位		
グローバル・コミュニケーション学部		進級要件	42単位	進級要件		
心理学部		16単位	進級要件	76単位		

#### ■ 停止基準

2回目の警告となった時の警告事由が「GPA等が学部等における下位1/4の範囲に属する場合」のみに該当する場合は廃止とせず停止とする。

#### ◆ 停止処置

継続願提出の翌年度1年間は奨学金の給付を停止する。停止中の成績の状況により、復活又は廃止とする。  
 （停止となった次の適格認定において、学業成績等が「継続」相当の場合は停止が解除され、それ以外の場合は「廃止」となります）

#### ■ 警告基準

- ①修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下である者。（廃止基準に該当する者を除く）
- ②当該年度のGPAが学部等における下位1/4以下の者。（次のア、イに該当する場合を除く）  
 ア 学修成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準にある場合  
 イ 社会的養護を必要とする者で、学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合

#### ◆ 警告処置

今後「廃止」にならないよう指導を行い、注意を促す。  
 （連続して警告処置を受けた場合、廃止基準に該当する。※停止基準に該当する場合を除く）

#### ● その他

学業成績のほかに、人物（学校処分）および経済状況による適格認定があります。